

正 副

地位承継承認申請書

<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>大阪府知事様</p> <p>申請者住所</p> <p>氏名</p> <p style="text-align: center;">(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)</p> <p style="text-align: center;">電話番号 ( )</p> <p>都市計画法第45条の規定による地位を継承したいので、次のとおり申請します。</p>	<p>※ 手数料欄</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>手数料</p> <p style="text-align: right;">円</p> <p>収納済</p> <p>係員</p>
---	---

被承継人の氏名 (法人にあつては、名称)	
承継年月日	
許可番号	
承継の原因	

※ 受付欄	※ 承認欄
	<p>大阪府指令 第 号</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">この申請を承認します。</p> <p style="text-align: center;">大阪府知事</p>
※ 備考	<p>(教示)</p> <p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪府知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として(訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p style="padding-left: 20px;">なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>

注) ※印欄は、記入しないこと。

申請代理人 住所・氏名	電話番号 ( )
----------------	----------

(都計法 45 添付用)

# 誓 約 書

年 月 日

大阪府知事 様

住所

氏名

印

(自署の場合は押印不要)

下記において、大阪府知事より 年 月 日付け大阪府指令

第 号で都市計画法第 29 条の開発許可を受けた土地を、当方が都市計画法第 45 条により地位の承継を受けるに当たり、開発許可条件を厳守し、また、工事完了後は速やかに都市計画法第 36 条の完了検査を受けることを誓約いたします。

## 記

(開発許可を受けた土地及び申請者(被承継者)の住所及び氏名)

申請地

申請者 (被承継者)

住所

氏名

印